

## 仕 様 書

### 1. 委託事業名

熊本市産後ケア事業

### 2. 目的

分娩施設退院後の心身が不安定になりやすく、保健指導等を必要とする出産後1年未満の母子に対して、医療機関等において保健指導等のケアを提供し、母親の身体回復と心理的な安静を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援するもの。

### 3. 履行場所

- (1) 熊本県内の事業実施機関
- (2) 利用者の自宅等

### 4. 事業内容

#### (1) 対象者

熊本市内に住所を有する、出産後1年未満の支援を必要とする者及び、支援を希望する者（死産を経験した者や里親も含む。以下、「産婦等」という。）。

支援を必要とする者とは、以下の1)～4)に掲げる心身のケアや育児のサポート等を必要とする者。

- 1) 産婦等への身体的ケア
- 2) 産婦等への心理的ケア
- 3) 適切な授乳が実施できるためのケア
- 4) 育児手技について具体的な指導

ただし、この事業に優先して医療行為が必要な者や感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患している者は除く。医師が対応可能と判断した場合にはこの限りではない。また、原則母子での利用とするが、児の入院等の理由がある場合は、産婦等のみの利用も可とする。

#### (2) 実施期間

令和7年（2025年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日

#### (3) ケアの内容

・以下の1)～3)の種別で、産婦等の心身の状況及び家族背景等を把握し、産婦等の個別性を踏まえ、家庭でのこどもがいる生活を安心して送れるよう、育児スキルの獲得や利用後の生活のイメージをもつために必要な支援を行うこと。

・受託者は、事業の利用を希望する産婦等が持参する親子（母子）健康手帳及び「熊本市産後ケア事業利用カード」（以下、「利用カード」という。）を確認し、産婦等に「熊本市産後ケア事業マイプラン」への記入を依頼する。記入内容をもとに、利用目的や主訴等を

丁寧に聞き取り、アセスメントをし、産婦等へ必要なケアを提供する。ケアの内容は下表の①～④とする。

1) 宿泊型

病院、診療所、助産所等の空きベッドを活用して、母子を宿泊させ、休養の機会を提供しながら必要なケアを実施する。

2) 日帰り型

個別での支援を行える施設において、母子を日帰りで施設利用させ、必要なケアを実施する。複数組の受け入れが可能な施設は、複数組での実施も可とする。その場合は、事前に利用者の了解を必ず得ること。

3) 訪問型

受託者が産婦等の自宅等に赴き、ケアを実施する。

種別		内容	
		利用時間（1回あたり）	ケアの内容
宿泊型		・1泊2日を最小単位とし、入所時間は24時間を目安とする（例：午前10時～退所時刻は翌午前10時）	①産婦等への身体的ケア（産婦等が健康管理の方法を理解し実践できるよう支援する）
日帰り型	1日型	5時間程度で実施されるもの	②産婦等への心理的ケア（産婦等が心理的な安定を得ることができるよう支援する）
	3時間型	2時間を超えて3時間以下で実施されるもの	③適切な授乳が実施できるためのケア（産婦等が適切な授乳ができるよう支援する）
	2時間型	2時間以下で実施されるもの	④育児手技について具体的な指導及び相談（産婦等が児の成長発達段階に合わせた対応ができるよう支援する）
訪問型		2時間程度で実施されるもの	

※食事について、宿泊型は3食提供できる体制が必要。日帰り型は食事の提供を利用者の状況に合わせて任意とする。

なお、上表「ケアの内容」の詳細については、次のとおりとする。

① 産婦等への身体的ケア

1) 保健指導（母親への身体的ケア）

産婦等が自らの課題に気づき、自らの意思による行動変容によって、課題を改善し産後に安心して自らが健康で子育てができるよう、必要な情報の提示と助言等の支援を行うこと。産婦等の栄養や睡眠、子育てについての不安や困難、授乳、育児の手技等の産婦等のニーズに合わせた保健指導が望まれる。

【具体例】

- ・産後の腰痛や尿失禁等へのケア（治療を必要とする場合を除く）については、骨盤底筋体操の指導や、日常生活動作における身体の使い方の指導、正しい姿勢の保持、腹圧をかけない日常生活動作の指導（腰に負担のかからない児の抱き方や、授乳の姿勢、沐浴の方法等）等。

- ・産後のマイナートラブルへの対応法
- ・産後の疲労回復のための休息が必要な場合は、児の預かりなども含む。ただし、授乳リズムが乱れることがないように児を預かるタイミングを考慮すること。
- ・産婦等の体調確認や必要に応じて受診勧奨

## 2) 栄養指導

栄養指導として、特に授乳中には、エネルギー及びたんぱく質、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ナイアシン、ビタミンB6、ビタミンB12、葉酸等を妊娠前よりも多く摂取することが推奨されており、付加量を十分に摂取できるように、バランスよく、しっかり食事をとることや、十分な水分摂取が母乳分泌には大切であること等、「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針（令和3年3月）」等を参考にすること。

### 【具体例】

- ・産婦等の食事摂取状況の確認
- ・産婦等の身体回復や母乳育児に望ましい食事についてのアドバイス
- ・食事提供（※宿泊型は3食提供できること。日帰り型は食事の提供を利用者の状況に合わせて任意とする。食事は、アレルギーの有無や利用者の身体的回復に配慮し、また、帰宅後の生活の参考になるよう配慮した食事提供をすることが望ましい。実施施設において食事の準備が困難な場合は、産婦等が持参するよう事前に周知すること。）

## ② 産婦等への心理的ケア

精神状態を把握するため、スクリーニングツールとあわせて、食欲や疲労の有無、睡眠がとれているか、周囲のサポート状況、児への接し方等を支援者が確認し、アセスメントを行う。産婦等の中には精神的不調があっても、自ら助けを求めない場合があり、産後の精神状態を把握するためのスクリーニングツールについても、自ら点数を操作する場合もあることに留意すること。特に、産後ケア事業による支援を通じて周囲のサポートが得られない状況にあることを把握した場合、受託者は、早めに市へ情報提供し、地域の子育て支援サービスを利用できるよう支援すること。その他、精神科医療機関等との連携が必要と判断された場合は、本人の同意を得た上で、速やかに市に情報共有を行い、市において切れ目のない支援を提供できるよう、対応について検討することが求められる。心理的ケアについては、「妊産婦メンタルヘルスマニュアル」（令和2年度厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（健やか次世代育成総合研究事業）公益社団法人産婦人科医会）も参照のこと。

### 【具体例】

- ・相談しやすい雰囲気や空間づくり
- ・表情、言動、児との関わり方、育児等に対する強いこだわりの有無等の確認
- ・産婦等のペースや気持ちに寄り添い、自己決定を促す支援
- ・傾聴、共感的な態度等
- ・児の成長や産婦等が自身の成長を気づくことができるような関わり

## ③ 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）

授乳の支援に当たっては、母乳や育児用ミルクといった乳汁の種類にかかわらず、母子の健康の維持とともに、健やかな母子・親子関係の形成を促し、育児に自信をもたせるこ

とを基本とする。発育の程度は個人差があるため、母乳が不足しているかどうかについては、児の状態、個性や体質、産婦等の状態や家庭環境等を考慮に入れたうえで、総合的に判断する必要がある。授乳の開始後、産婦等は授乳量が足りているか、授乳方法が適切であるかといった不安をもつ場合がある。児の発育を評価する上で体重は重要な指標の一つであるが、児の発育は、出生体重や出生週数、栄養方法、児の状態によって変わってくるため、乳幼児身体発育曲線を用い、これまでの発育経過を踏まえるとともに、授乳回数や授乳量、排尿排便の回数や機嫌等の児の状況に応じた支援を行うことが重要である。その他、早産児の場合、母乳は特に重要であるため、必要に応じて、産婦等が行う搾乳の支援等も行うことが考えられる。授乳の支援については、「授乳・離乳の支援ガイド（2019年3月）」も参照のこと。

#### ④ 育児の手技についての具体的な指導及び相談

児の抱き方やオムツ交換、沐浴、寝かしつけ等、産婦等のニーズを踏まえつつ、児の月齢、発達段階に応じた情報提供及び支援を行うこと。月齢によっては、児の遊ばせ方や接し方等の指導も想定される。また、父親・パートナーも一緒に育児手技について指導を受けることで、父親・パートナーとどのように子育てをしていくかを話し合う、家族支援の場としても効果的である。

##### 【具体例】

- ・ 児への接し方や泣きへの対応など
- ・ 児の皮膚状態の観察や手入れのアドバイス
- ・ 児の排泄状態の観察などのアドバイス
- ・ 自宅の環境づくりのアドバイス
- ・ 具体的に母子に合った実践しやすい日常生活のアドバイス
- ・ 地域で育児をしていく上で必要な社会資源の紹介等

#### (4) 利用可能回数

1回の出産につき、宿泊型、日帰り型、訪問型あわせて10回までを上限とする。

#### (5) ケア提供までの流れ

受託者は、産婦等からの事前予約（問合せ）時に、対象者条件（産後1年未満の熊本市民）や利用可能回数等を確認する。児の月齢や利用目的、相談内容の概要を確認し、個別の対応が望ましいか、複数人の利用も効果的か検討し、利用者の希望を確認する。利用時間内に複数人の利用者が滞在する場合は、事前に利用者の了解を得ること。

産後ケア事業利用時は、産婦等に「熊本市産後ケア事業マイプラン」への記入を依頼する。記入内容をもとに、利用目的や主訴等を丁寧に聞き取り、アセスメントをし、産婦等へ必要なケアを提供する。

#### (6) 利用の確認及び記録

受託者は、ケア終了後、「熊本市産後ケア事業マイプラン（利用者保管用）」の実施内容及び結果を記入し、産婦等が記入すべき内容の記入漏れがないか確認した後、利用者保管用紙を産婦等へ渡す。その際、利用者保管用紙右下に利用者報告用電子フォ

ムにアクセスできる二次元コードがあることを説明し、必ず産婦等のスマートフォンから報告するよう伝える。

利用カードには利用日・利用時間・種別・実施施設名を記入し、利用者へ利用カードを返却する。

## 5. 委託料及び利用料について

委託料及び利用料は、見積書に記載した額とする。熊本市産後ケア事業の利用時間内で受託者が利用者から利用料を別途徴収することを禁止する。ただし、日帰り型の食事の提供及び訪問型における交通費、有料駐車場代については、見積額の範囲内で対応困難な場合は別途徴収することができる。その場合は、受託者が食事代及び交通費等を設定し、応募申請書に設定金額を記載する。本市はそれらを実施施設一覧の備考欄に明記し、利用者との合意の上で受託者が徴収すること。

## 6. 受託者の体制

### (1) 次の①～③に定める内容をすべて満たすこと

①産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有すること。

②医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院、診療所（産科、産婦人科を標榜する病院、診療所）及び助産所を運営していること。

③助産所の場合は、保健所へ開設届出をしていること。

### (2) 産婦等に当事業のケアを提供できるよう、次の体制を確保すること。

以下のうち①を満たし、②から④に掲げる従事者を必要に応じて選定すること。

① 助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に 1 名以上配置していること。宿泊型を行う場合には、24 時間体制で 1 名以上の助産師、保健師又は看護師を配置していること。

②心理に関する知識を有する従事者。

③育児等に関する知識を有する従事者（保育士、管理栄養士等）。

④産後ケアに関する研修を受講し、事業の趣旨・内容を理解した関係者（理学療法士等）。

### (3) 実施に必要な環境として以下の①～④を確保すること。同時間に複数人を受け入れる場合は、②が人数分確保できること。

①個別面談が可能な部屋

②個別に休息が可能な部屋

③乳児の保育が可能な部屋

④①から③までの他、事業の実施に必要な設備（トイレ、浴室、洗面台）

### (4) 当事業の従事者から、利用者についての相談があった場合、適切に対応できる体制の確保に努めること。

### (5) ケアを提供する場合は、産婦等の希望により種別を決定すること。

### (6) 感染症予防のため、事業実施にあたっては、次に掲げる対策を行うこと。

①ケア提供前に産婦等及びその家族の体調確認（発熱等）を行うこと。なお、状況に応じては、日程変更など柔軟に対応すること。

②ケア提供時には、マスク着用やアルコール消毒等を行い、感染防止に努めること。

### (7) 実施にあたっては、母子への安全面について、別添の「熊本市産後ケア事業安全対策ガ

イドライン」に基づき配慮するとともに、事故等の緊急事態発生に備え、本事業に関わる損害保険等の保険に加入すること。

- (8) 保健医療面での助言が受けられるよう相談できる医療機関（医師）を確保しておくことが望ましい。
- (9) 業務を遂行中に発生した事故等については、委託者及び受託者が協議のうえ処理するものとし、事故が業務従事者の故意又は重過失により生じたときは、当該業務従事者がその責任を負うものとする。
- (10) 死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事案等が発生した場合は、速やかに本市へ報告し、「産後ケア事業 事案等発生時報告様式」を提出すること。発生日が夜間・休日の場合は、本市代表電話番号（096-328-2111）へ連絡すること。
- (11) 仕様書に定める以外の受託者独自のサービス提供は、受託者と利用者との間の合意で実施されるものであることから、実施における事故等に関しては、市は一切関与しない。
- (12) 本事業利用者へ本事業に関係のない商品等の紹介や勧誘・販売行為を行わないこと。
- (13) 本事業で得た個人情報を受託施設や実施者個人の活動に使用しないこと。
- (14) 実施内容に変更が生じた場合は、「熊本市産後ケア事業応募申請書」にて届け出ること。
- (15) 事業に関する記録等は、当該実施年度から最低 1 年間は保存すること。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意すること。
- (16) 産婦等から受託者によるケアに関する苦情等があったときは、誠意をもって迅速、適切に対応すること。あわせて本市に報告すること。

## 7. 事業実施報告

受託者がケアを実施した場合は、「熊本市産後ケア事業実施報告書（様式第 1 号）」及び「熊本市産後ケア事業 利用報告書（熊本市報告用）」を作成し、当該月分を一括して翌月 10 日までに本市に報告しなければならない。

## 8. 留意事項

- (1) 受託施設で実施される産後ケア事業の目的とは異なる独自のサービス提供やイベント、産後ケア事業の委託料及び利用料の範囲では実施できないと受託者が判断した独自の施術等がある場合は、産婦等に内容や位置づけ、費用について十分な説明を行うこと。ただし、産後ケア事業利用にあたって、受託施設独自のサービスや施術等を必ず受ける必要があると案内をしてはならない。また、本件の所要時間を本市の産後ケア事業の実施時間を含めてはならない。なお、産後ケア事業の時間外に実施された本件で発生した苦情やトラブル等については、実施施設が対応すること。
- (2) 受託者は、本業務によって知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者が契約条項に違反した場合や虚偽の報告を行った場合、事業公募要件を満たしていない又は仕様書の内容を適切に履行できていないと本市が判断した場合は、本市が契約の解除及び損害賠償の請求、委託料の返還請求ができるものとする。
- (4) 仕様書に明記がない事項であって、業務に必要な事項が生じた場合には、遅滞なく本市と協議の上決定するものとする。